

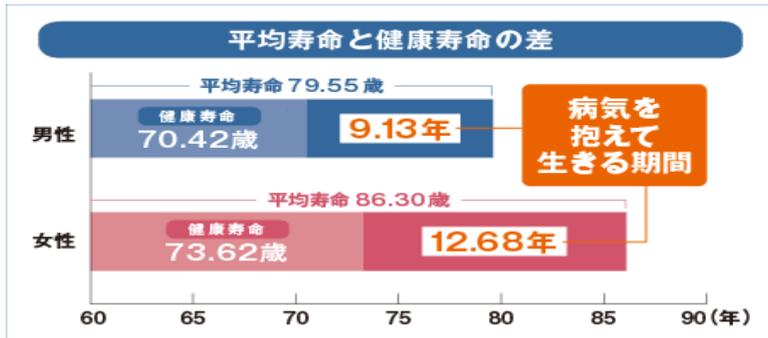
ちょっとした疑問・・・

平均寿命と健康寿命とは・・・

平成25年度平均寿命

男性⇒80.21歳「世界第8位」

女性⇒86.61歳「世界1位」

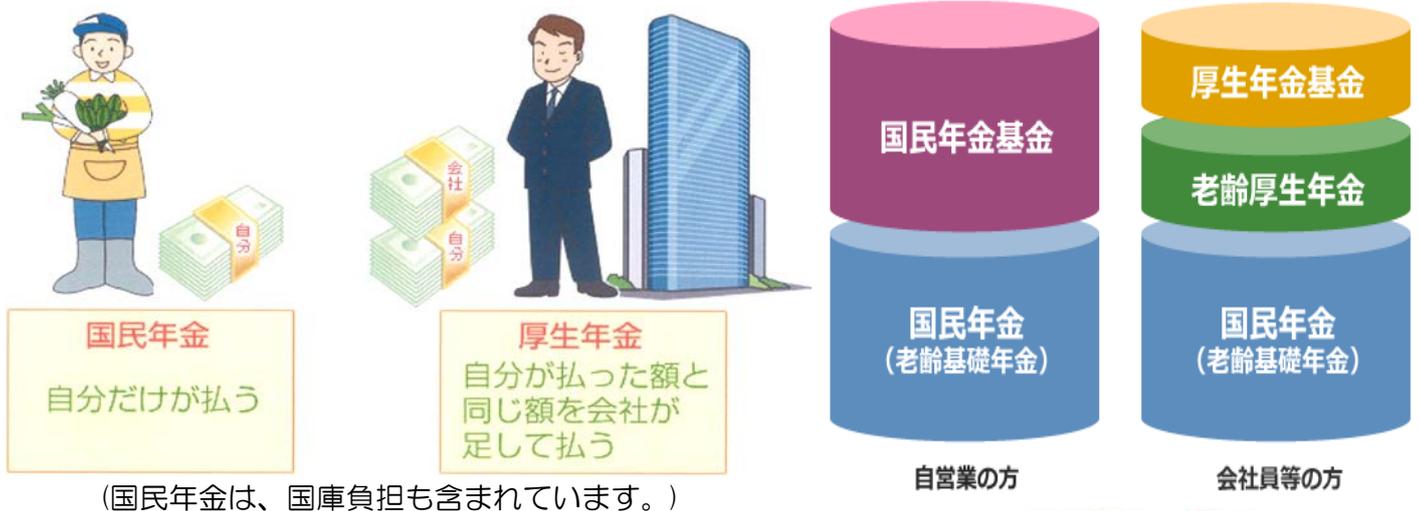


平均寿命とは…現在における死亡状況が今後変化しないと仮定した時に、今後出生する人が何年生きられるかという期待値。(生まれてから死ぬまでの時間)

健康寿命とは…死亡までの期間を意味する寿命とは異なり、寿命の中でどれだけ

「健康な期間」があるかという尺度。簡単に言えば、「寿命を全うする間、どれだけ健康な期間があったか」。2060年(72年)には、男性84.19年、女性90.93年と見込まれています。

国民年金と厚生年金の違い



国民年金より厚生年金の方が得



国民年金が1階建ての年金になっていて、2階建ての年金を貰うためには、自分で付加年金や国民年金基金、確定拠出年金(個人型)等をかけなければならないのに対して、厚生年金の方は最初から2階建てになっています(厚生年金の保険料は会社が半分負担)。2階建ての厚生年金部分のもらえる金額については、国民年金のように一律ではなくその人がもらっている給料によって金額が異なります。

国民年金と厚生年金の平均受給額

厚生労働省

	国民年金のみ	厚生年金加入者
平成19年	53,802 円(48,057 円)	157,657 円
平成20年	53,992 円(48,507 円)	155,345 円
平成21年	54,320 円(48,992 円)	153,414 円
平成22年	54,596 円(49,371 円)	150,034 円
平成23年	54,682 円(49,632 円)	149,334 円 男性平均：17万265円 女性平均：10万3989円

()については、厚生年金を受け取っていない1号被保険者の受給額

※会社員の夫と専業主婦の妻(第3号被保険者)の場合(平成23年の場合)

〔夫は厚生年金 149,334 円、妻は国民年金 54,682 円 夫婦受給額 = 204,016 円
自営業の場合 夫も妻も第1号被保険者 49,632 円×2 = 99,264 円〕

※ この金額はあくまでも平均値となるので、実際に受け取る金額は、現役時代の収入の金額や未納期間などによっても変わってきます。

退職後の任意継続と国民健康保険



再就職しない場合

- 任意継続保険者になる
 - 国民健康保険に加入する
 - 家族の健康保険制度に加入(被扶養者)
- の選択肢があります。

任意継続

メリット	デメリット
1人分の保険料で扶養家族全員が健康保険に加入できる	事業主半額負担分の保険料がなくなり、事業主負担分も全額本人負担となる。(2倍になる)

任意継続は、退職者が希望することで退職後2年間は社会保険の加入を継続することが出来るという制度です。任意継続した場合は、在職中に給料から差し引かれていた健康保険料のちょうど2倍の保険料がかかることとなります。(標準報酬月額10%)

任意継続は、退職翌日から20日以内に手続きしないと加入できません。どんな理由があっても1日でも遅れれば任意継続はできなくなり、国民健康保険に強制加入になります。

国民健康保険は、退職日の翌日から加入手続きを行っていない場合でも保険に加入しているとみなされます。そのタイミングから保険料の請求が発生することになりますので、退職後は速やかに加入手続きが必要です。

国民健康保険料は、基本的に前年の所得が基準となるので、退職前の給料が高かった場合は一般的には、任意継続するよりも保険料は高くなる可能性があります。退職時に任意継続を選択し、その翌年以降から国民健康保険に加入することもできます。